

奈井江町おもいやりの障がい福祉条例解説

※条例は、全 18 条で構成されています。

(第 1 条・第 3 条) 条例の目的・基本理念

まちづくり自治基本条例を踏まえて、町と全ての町民の責務を明らかにし、分け隔てなく、安心して暮らすことができる、まちづくりを推進することを目的としています。

そのために必要な、平等、人権の尊重、相互理解、権利擁護、協働、共生、自立や参加などを基本理念として据えています。

基本理念

1) 平等・人権尊重

障がいのある人もない人も、人として平等であり、お互いが人権を尊重し合うことを基本とし、福祉のまちづくりを目指します。

2) 障がいへの理解促進、権利擁護

障がいのある人もない人も、相互に障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別や虐待などを許さず、理解不足などにより活動を制限し、社会への参加を制約している要因を取り除き、権利利益を侵害することのないように努めます。

3) 協働・共生のまちづくり

協働・共生は奈井江町のまちづくりの基本的な考え方です。障がいのある人もない人もそれぞれの役割と責任に基づく自主性を尊重し、対等なパートナーとして役割を果たし、お互いに理解を深め協力し、障がいのある人の立場に立ち考え、意見・希望を聞くことに努め、共に暮らすまちづくりの実現を目指します。

4) 自立・参加

障がいのある人も地域で生活すること、社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に参加する機会と、可能な限り必要な支援、サポートを受けられる社会の実現を目指します。

(第 2 条) この条例で使われる言葉の意味

(1) 町民とは、町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、町内で事業や活動をしている法人や団体をいいます。

奈井江町まちづくり自治基本条例第 3 条の言葉の意味と同様としています。

町民の範囲を広く定めたのは、自治の基本は「住民」が担うこと、暮らしやすい地域社会をつくるためには、住所の有無にかかわらず、奈井江町に関係する人や団体もまちづくりに参加してもらうことが、より良いまちづくりにつながるからです。

(2) 障がいとは、次に掲げるものをいいます。

ア 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者支援法に規定する発達障害及びその他心身の機能障害で難病及び高次脳機能障害をいいます。

イ アに掲げるもののほか、心身の状態が疾病、傷害その他の事情により、日常生活又は社会生活において相当な制限を受け、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態をいいます。

この条例において、障がい者をどのように定義するか、とても重要な規定です。

アについては、障害者基本法等で定められた障がい及び、難病、高次脳機能障がいを規定し、手帳や診断書等により判断され、関係法令、北海道及び奈井江町の条例、規則などにより必要な支援を受けることができます。

イについては、アに掲げたものの他、本条例では、障害者の権利に関する条約において定義するように、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態においても障がいと規定するもので、障がいは誰にでも起こりうるもの前提に立ち、固定観念ではなく、時代や環境によって変化し、固定できるものでなく幅広い人を想定しています。

障がいに関わる施策、社会保障は法令等で定めています。本条例においては、障がいのある人もない人も、分け隔てなく安全で安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

本町の実情を反映するために、社会参加やバリアフリーを考える時など、間接的な支援として関係法令により規定される障がいの他、疾病や傷害などにより、日常生活又は社会生活において相当な制限を受けることで、様々な事情により日頃気に留めなかったことでも不自由を感じ、平等な社会参加が妨げられる状態としています。

あらゆる視点から自立と社会参加を制約している要因を取り除き、誰にとっても安心して暮らしやすいまちづくりを進めるために、障がいを幅広く規定するものです。

（第4条）町の責務

町の責務として、条例の目的を達成するため基本理念にのっとり、全ての人の平等・人権尊重、障がいのある人の社会生活、社会参加に必要な支援と施策の展開、差別をなくし理解を深めることなど、総合的かつ計画的に実施する責務を定めています。

（第5条）町民の責務

町民の責務として、条例の目的を達成するため基本理念にのっとり、障がいのある人もない人も地域社会で対等なパートナーとして、全ての人の平等・人権尊重、障がいのある人の社会生活、社会参加に必要な支援と施策の展開、差別をなくし理解を深めることなど、お互いに協力しながら共に暮らすことができるまちづくりに努めることを定めています。

（第6条）障がいのある人の責務

障がいのある人の責務として、条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、自立を進め、地域社会で対等なパートナーとして主体的に参加に努めるものとします。

自立とは、社会や他人に頼らずに生きることではなく、自己決定権をもって生活すること、自分の考えで行動することをいいます。

（第7条）平等と人権尊重

障がいのある人の「自立の尊重」、「差別されない」、「社会に受け入れられること」、「機会の均等」、「保健・医療・福祉・教育を平等に受入れられる」、「身体的自由及び安全」、「表現、意見の自由」、「権利の主張」など、人として平等であり、特別な権利ではなく、当然の権利として保障するもので、全ての人が尊重されます。

第8条 理解の促進

障がいに対する理解不足、知らないことからの誤解や偏見、差別虐待につながる場合があります。

障がいのある人も暮らしやすい地域にするためには、障がいについて共に考え、理解してもらうことが重要です。

誰もが暮らしやすい地域にするためには、共に考えること、知ること、関わることで理解を深めるうえで大切なことです。

多くの人が理解や関心を高めるために、誰もが分かりやすい啓発や広報活動、地域住民との交流機会を設け相互の意見を聞くこと、障がいや施設を体験することなど、障がい福祉への関心を高め、理解の推進に努めます。

第9条 権利擁護

障がいのある人に対し差別行為、虐待行為、不利益な扱いをしてはならないことを定めています。

社会生活、社会参加等において、学校、家庭、施設、医療、文化、雇用・就労など、生活を営む上でのあらゆる場面において差別行為等をしてはいけません。

第10条 暮らしやすい地域づくり

障がいのある人は日々暮らしづらさを感じながら生活しています。障がいのある人が暮らしやすいまち、誰にとっても暮らしやすいまちです。全ての人が安全で安心して生活できるためのバリアフリーに努めるものとしています。

1 社会的な障壁とは、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、物事、制度、習慣、観念その他一切のものをいいます。

① 公共施設、公共交通機関、情報の提供

② 商品の販売、サービスの提供

③ 不動産の取引

④ 労働の募集、採用、労働条件の決定

⑤ 医療、リハビリテーションの提供

⑥ 教育、療育の機会

2 合理的配慮とは、障がいのある人の有無に関わらず、実質的に同等の日常生活又は、社会生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の意見、要望を聞きながら費用や労力の負担がかかりすぎない範囲でバランスの取れた必要な配慮を行うことをいいます。

第11条 自立と社会参加のための支援

障がいのある人が自立した生活のために、様々な支援と地域住民の理解と協力は欠かせません。

障がいを理由として差別されることなく、子育て、教育、文化、社会、経済、その他あらゆる分野の活動に平等に参加する権利が認められ、共に助け合い町と町民が協働で推進することを定めています。

子育て、教育は、未来への投資であり全ての子どもたちのが分け隔てなく、共に学び育つ環境整備が必要です。

第12条 情報の共有

障がいへの理解を深めるため、町が保有する情報、町民が保有する情報、障がいのある人が保有する情報の提供や交換を通じて、意思疎通を図ることが大切です。

まちづくり自治基本条例では、町民の知る権利を定め、町が保有する情報を積極的に公開することを定めています。

(第13条) 障がいのある人と家族に対する配慮

障がいのある人やその家族の多くは、地域において安全で安心して暮らすことを望んでいます。

障がいのある人やその家族は、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労など様々なサービスや支援を必要とするなど、多くの困難を抱えています。

地域で安全で安心して暮らすため理解を深め、誤解や偏見がない様に日常生活や共に支え合うための活動、見守り活動などの支援に努めると共に、プライバシーにも十分配慮しなければなりません。

(第14条) 支援

町は、障がい福祉サービスの提供事業者、障がい者関係団体が実施するサービスとボランティア団体や町内会等が行うサービスを、障がい者のニーズに即した支援が行えるよう、総合調整に努めることとしています。

また、これらの総合調整は、保健、医療、福祉、教育、就労、文化、住宅、交通、防犯、防災など障がいのある人の社会生活や社会参加など幅広いニーズと、各種サービスを有機的に結びつけることが必要です。

これらの重要な役割を担う、町民、ボランティア、関係団体などの活動における今後の連携の推進を図ることとしています。

また、障がいのある人を雇用する事業所等の製品を購入するなど、積極的な活用をすすめることが支援に繋がります。

(第15条) 雇用及び就労支援

障がいのある人が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が大切であり、町、事業者、関係機関、関係団体が連携し、雇用の確保、就労への支援をすることが必要です。

(第16条) 相談支援体制

障がいのある人やその家族、関係者は、安心して生活を送ることができるよう、町及び関係機関、事業者等が有機的に連携できる相談支援体制を整備します。

(第17条) 協議会の設置

町は、この条例の目的を達成するために、障がいのある人もない人も地域で共に暮らすための施策や総合的計画の検討、協議、策定のための委員会を設置します。

障害者基本法第34条第4項の規定に基づき設置されている「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」が充たるものとします。



奈井江町障がい者地域自立支援協議会

そうだんまどぐち
相談窓口

そうだんさき 相談先	でんわばんごう 電話番号
ないえちよう やくば ○奈井江町役場 か ふくしかかり 保健福祉 課福祉係	0125-65-2119 ない (内 142、143)
しょう しゃ そうだんまどぐち 障がい者相談窓口 ないえちよう いたくじぎようしょ (奈井江町委託事業所) ちいき せいかつ しえん ○地域生活支援センター すながわし ぽぽろ(砂川市) しょう びようきとう なや かか ※(障がいや病気等で悩みを抱えている かた たいしょう ほうもん らいしょ でんわ どう 方を対象に、訪問・来所・電話等に ないえちよう そうだんしえん いたく より奈井江町が相談支援を委託して きかん いる機関)	0125-55-3101

へいせい ねん がつ
平成 25 年 10 月

はっこう ないえちよう
発行 奈井江町

〒079-0392

ほっかいどう そらちぐん ないえちよう あざ ないえ ばんち
北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

TEL 0125-65-2111 FAX 0125-65-2809

メールアドレス fukushi@town.naie.lg.jp

へんしゅう ないえちよう か ふくしかかり
編集 奈井江町おもいやり課福祉係